



第4号様式

流コ第525号
令和5年3月22日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部コミュニティ課	指摘	<p>修繕について、変更請書と起案の日付に不整合が生じている事案があった。修繕の履行管理を適宜行うとともに、当初契約に変更が生じる場合の事務処理について、わかりやすい事務フロー等を作成するなど、課内周知を図り、適切な事務が行われるよう再発防止策を検討されたい。</p>	<p>「予算執行伺書手続きを伴う随意契約事務処理フロー」と「契約履行管理簿」を作成し、当該フローの参照と管理簿の使用について課内周知を図り、適切な事務が行われるよう再発防止策を講じた。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。